

3 新食第1551

令和4年1月28日

日本農林規格調査会長 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

日本農林規格の制定について（諮問）

下記の1及び2に掲げる日本農林規格について制定を行う必要があることから、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第3条第4項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

【制定】

- 1 魚類の鮮度（K値）試験方法－高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格
- 2 りんごジュース中のプロシアニジン類の定量－高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格